

言語における伝言者の立場について

— 祝詞・宣命における「衆聞宣」の訓義に及ぶ —

時 枝 誠 記

要 旨

言語において、表現主體（話手・書手）が、自己の思想感情を相手に向つて表現することは、普通のことであつて、それについての解明は、従來でも試みられて來たことであるが、他の第三者の思想感情を、我々が傳言者として相手に傳達するといふことも、それに劣らず、屢々經驗するところである。この場合の表現機構は、相當に複雑であつて、そのために、聞き手が、眞の表現主體の思想感情を、傳言者のそれと勘違ひしたり、傳言者が自己の思想と被傳言者の思想とを、はっきり區別しないために、行違ひや感情のもつれが起ることも屢々である。本稿は、先づ、この傳言者を媒介とする傳達の事實の解明に出發し、更に、以前から疑問に思つてゐた祝詞・宣命中の「衆聞宣」特に「宣」字の訓法を、右の事實に基づいて明かにしようとしたものである。結論は、右の「宣」字は、宣長以後の學者は、祝詞宣命の宣読者に關するものとして訓義してゐるのであるが、實は、大命の主體である天皇に關するものとして訓むべきで従つて、これを、「ノタマフ」或は「ノリタマフ」と、一般の敬語の語法に従つて訓義すべきであるとする試案を提出しようとするのである。それは、宣長以前の傳統的な訓法でもあるのである。

問題提出の實際上の順序は、本稿の記述の順序とは逆で、最初に、祝詞宣命の訓義が問題とされ、それを説明するために、祝詞宣命の表現機構が問題になり、更に、それを明かにするために傳言者の問題を取上げるといふ順序になつてゐるのである。

更に根本的には、従來、祝詞・宣命は、その中に含まれる表音的用字法の故に、記紀中の歌謡とともに、古代國語の音韻語法を再現するための貴重な資料として利用されて來た。今、こゝでは、祝詞・宣命を、古代における具體的な表現行爲の一と見て、他の歌謡や散文と對比して、その表現の性格、機能を明かにしようとする、即ち言語作品それ自體を、國語研究の對象とすることを意圖したものである。

先づ、具體的な事例を取上げて、問題の所在を明かにして行かうと思ふ。

ある會が、理事會を召集したとする。會長はそれに出席して、理事會を司會すべき筈であったところ、よんどころない所用のために、出席出来なくなつた。そこで、會長は、不參の理由と、參會者に對する挨拶とを、會衆に傳へたいと思ふ。それには、大體、次の三つの方法と形式とが考へられる。

(一)は、會長の會衆に對する言葉を、そのまま、文書にするか、或は録音して、會場で披露させる方法である。これを假に「直接的方法」と名づける。

私は、よんどころない用事のために、本日の理事會に出席することが出来なくなり、皆様に御迷惑をおかけいたしますことを深くお詫びいたします。本日は、御多用のところをお集りいただきまして、まことにありがたく存じます。

この會長の言葉が、會場で、代理の司會者によつて讀み上げられたとしても、その場合の代讀者の立場は、傳言者ではあるが、會長の言葉を復誦したに過ぎないのであつて、傳言者としての立場は、何等表明されてゐないことは明かである。もしこの代讀が終つた後で、會衆から拍手が起こつたとしても、それは、會衆が會長の言葉を諒承したことの意志表示であつて傳言者である代讀者に向けられたものでないことも明かである。そして、この場合の眞の表現主體は會長であり、話の内容の主語も、會長自身を素材化した第一人稱代名詞私によつて表現されてゐる。

(二)は、會長の身邊の事情や會衆に對する意向を、司會者に説明させるところの方法である。これを假に「説明的方法」と名づける。

本日、理事會が開かれますに當り、會長が御出席になつて皆様に御挨拶を申上げ、本日の會の司會をなさる筈でありましたところ、よんどころない用事のために御出席を願ふことが出来なくなりました。會長は、皆様に深くお詫びすると同時に、御多用のところを、お集りいただいたことに對して、非常に感謝して居られます。私から、よろしくお傳へするやうにとのことでございます。

右は、會衆に對する會長の直接の言葉ではなく、司會者の思想の表現として述べられたものである。ただ、その表現の素材内容として、會長の身邊の状況と、會衆に對する意向とが、客觀的に、報告されることによつて、會衆は、間接的に會長の

意のあるところを了解するのである。右の表現の主體は、(一)の場合と異なり、傳言者の立場に立つ司會者であるが、傳言者自身に關しては、何も語られてゐるわけではなく、會長のことが、第三人稱によって語られてゐるに過ぎないのである。

(三)は、第二の内容に、次の事項が附加へられたものである。最初に、お集りの皆様にお傳へいたします。

或は、最後に

ここに、私から皆様に、右の旨をお傳へいたします。

右は、司會者が、會長の意向の傳言者としての立場を、表現したもので、表現の主體は、第二の場合と同様に、傳言者自身であるが、この文の主語は、傳言者自身を素材化した第一人稱代名詞(私)によって語られてゐるのである。これを要約すると、

(一)直接的方法——表現の主體は、會長。——主語は第一人稱「私」(會長)

(二)説明的方法——表現の主體は、傳言者。——主語は第三人稱「會長」

(三)傳言的方法——表現の主體は、傳言者。——主語は第一人稱「私」(傳言者)

以上、三つの表現は、それぞれ、被傳言者(この場合、會長を指すこととする)の意向を會衆に傳達するといふ點で、共通した機能を持つてゐるのであるが、その傳達の媒介をなす傳言者の立場の表現といふ點からいへば、三者に、それぞれ濃淡の相違があることが分る。第一においては、傳言者の主體性といふものは、表現面には全然現はれず、傳言者は、ただ録音機の役目しか持たない。傳言者の役目は、勿論果してゐるのであるが、傳言者としての立場は、表明されてゐるわけではない。第二においては、被傳言者の事情や意向を、傳言者の判斷において説明するのであるから、そこに、傳言者の主體性が關與して來るのは、當然であるが、しかし、こゝにおいても、傳言者としての立場は、その表現面に表はされてゐるとはいふことが出来ない。勿論、第一の場合と同様に、被傳言者の意向を傳へるといふ目的は十分果されるのであるが、傳言者としての立場は、第一と同時に、表現化されてゐない。第三に至って、始めて、傳言者としての立場が、「お傳へいたします」といふ言語の形において表現されてゐるといへるのである。

以上において、言語表現の中には、傳言者が自己の思想感情を相手に傳達することを主要な目的とせず、自己は、ただ傳

達の媒介をするだけの役目を持ち（眞の表現者は別にある）、傳達される内容は、傳言者以外の第三者の思想感情である場合があることを明かにして來た。

傳言者を媒介とする表現機構の複雑性といふことは、傳言者と被傳言者との相手となる聞き手が、重なりあつてゐるところにあるのであらう。傳言の聞き手が、同時に被傳言者の聞き手でもある。小説の中にも、第三者の言葉が、會話の形で引用されることは普通である。しかし、それらの言葉は、小説の讀者との間に、話手と聞き手との關係を構成しない。

二

以上の事實に基いて、祝詞・宣命中の一の形式について、その表現の性質を吟味してみたいと思ふのである。

祝詞・宣命は、それが、誰が、誰に向つて、何を目的として表現したものか、また、そこには、中臣氏、齋部氏、宣命使といふやうなものが、宣讀者として介在し、また、そこには、諸王諸臣以下の衆庶が、聽取者として表現されてゐるのであるが、それらが、祝詞宣命において、どのやうな位置にあるかといふこと、換言すれば、祝詞宣命なるものの表現機構は、どのやうなものであるかに想到すると、それは、必ずしも明瞭でなく、それを的確に把握することに困難を感じるのは、私ばかりではないのではなからうか。そのことは、祝詞宣命の研究史、解釋史の中にも反映してゐるやうに思はれるのである。先づ、比較的簡明な形式のものについて吟味することとする。

天平寶字元年八月四日の宣命に、

今宣久奈良麻呂我兵起爾被履多和秦等乎遠流賜都

今遺秦等者惡心無而清明心乎持而仕奉止宣（本居宣長「續紀歷朝」

とあり、末尾の「仕奉止宣」の「宣」字は、第十七、十八、二十の諸詔の末尾と同様に、宣長は、「ノリタマフ」と訓んでゐる。その理由は、

宣、此詔は、皇太后の詔なるが故に、はじめと終のさま、他詔とは異にして、此宣は、太后の詔給ふよしなり。故れノリタマフと訓むべし（「詔詞解」第十七詔）。

右の「宣」を「ノリタマフ」としたのは、どのやうな解釋に基づくかといへば、他の詔における「宣」は、宣命使に關する

ものであるのに對して、これらの詔における「宣」は、天皇或は皇太后に關はるものとしたことによるのである。即ち、「天皇或は皇太后が、かくかくのことをなされ、また、仰せられた」と天皇、皇太后のことを説明することによって、詔命を傳達しようとしたもので、天皇の發言そのままを記録したものでないことを意味すると同時に、宣命使が、詔を述べ傳へる旨を表明したものでないことをも意味してゐる。第一項に述べた事例にあてはめるならば、第二の説明的方法に該當するといふことが出来る。「宣」は、冒頭の「今宣イマケン」に呼應するのである。一般に、宣命における詔命の表現形式は、天皇の發言を、そのまま、直接に表現したものでなく、以上のやうに、間接的な説明法をとつてゐることにおいて、漢文形式の詔の表現形式に對立してゐる。もし、この第十七詔を、直接的方法に改めるならば、末尾は、次のやうな形式になる筈である。

清明心乎持而仕奉シ。

このやうな表現においては、傳言者の立場は、全然、その表現の上に現れず、ただ、大命を復誦するに過ぎない。漢文の詔は、殆ど、この直接的方法によつて、天皇を第一人稱とし、直接に、臣民に呼びかける形式をとつてゐる。例へば、天智紀十年十月の條に、「天皇疾病彌留。勅喚東宮引入臥内詔曰」として、次のやうな詔が記録されてゐる。

朕疾甚。以ニ後事一屬レ汝。云々。

この形式は、それ以後の詔勅に引繼がれて、例へば、通稱「教育勅語」といはれるものも全く同形式で、勅語の捧讀者は、ただ、録音機の役目を果すだけで、その表現からは、「朕」として表現されてゐる主體「天皇」と、「爾臣民」として呼びかけられてゐる聞手「臣民」以外のものを分析することは出来ない。

以上述べたところによつて、宣命の表現形式が、漢文的形式とは、甚しく相違し、傳言者の立場にある宣命使の説明の形式において成立したものであることを明かにして來た。ところが、祝詞宣命の研究家は、右のやうな説明的方法以外の、それとは別個の形式があることを指摘してゐる。

三

神龜元年二月四日聖武天皇即位の宣命（詔詞解）第五詔の冒頭及び末尾は、次のやうになつてゐる。

現神大八州所知倭根子天皇詔旨止勅大命乎諸王諸臣官人等天下公民衆聞食宣(以上冒頭)。

又百官官人及京下僧尼大御手物取賜治賜此詔天皇御命衆聞食宣(以上末尾)。

右の冒頭及び末尾の最後にある「宣」字を、「詔詞解」においては、ただ、「ノル」と訓じて、宣命使に關はるものとし、今日、諸家の説は、皆それに従つてゐるものやうである。その理由は、次の通りである。

「宣」は能流と訓むべし。「のたまふ」と訓るはひがことなり。ここは中臣のみづからの云ことにて(筆者註。ここは「大破詞」について述べてあることであるが、宣命の場合にも通用すると見)、俗言に「申し聞けます」といふ意なり。此祝詞の中にある「宣」みな、中臣の此祝詞を、諸にいひ聞するよしなり。(中略)凡て天皇の詔勅を宣ルといふなども詔勅を受けたる人の下へ云ひ聞かすことにて、宣旨、宣命などいふ類も、旨を宣る、命を宣るといふことにて、「宣」の字は、そのいひ聞かす人に係れる言なり(「大破詞後釋」)。

また、

宣命といふ目は、此續紀の十の卷に始めて見えて、それは命を宣トよしにて、宣とは、命を受け傳へて、告聞ツするをいふなり(「詔詞解」卷一)。

として、「宣」が、「ノタマフ」でなく、「ノル」であることを強調してゐる。この解釋は、何を意味するかといへば、前の宣命形式が、天皇の大命を下すことを、宣命使の立場から説明することによつて、大命を衆に傳達する機能を果したのみに對して、これは、宣命使が、傳言者としての自己の立場を表現したものといふ解釋に立ってゐる。前者においては、主語は「天皇」であるが、ここでは、主語は「宣命使」である。第一項に述べた事例にあてはめるならば、第三の傳言的方法に該當する。右の解釋に従ふならば、當然、「宣」字の直前にある「衆聞食」は、「諸王諸臣百官人等天下公民」を總括して、宣命使の「宣る」相手として位置づけられることとなる。即ち、「我が申し聞かせる詔を、諸王以下の衆よ、皆よく承れ」といふ意味に解せられることとなる。更に、祝詞「祈年祭」の冒頭には、

神主祝等共稱唯。餘宣准レ此。

とあつて、宣命使の場合にもこれが適用されるとするならば、宣命使が「……宣」と發言する毎に、諸王諸臣以下は、これに對して、「唯」といふ應諾の意を表はさなければならぬ。この應諾も、上のやうな解釋に従ふならば、宣命使の宣讀の行爲に對する應諾として、「確かに承ります」といふ意味に理解されることとなるのである。このやうにして、この宣命

は宣命使と、それに對する諸王諸臣以下の衆との間に成立する表現となつて、前に擧げた形式とは、著しく相違したものと理解されることとなるのである。結局、この解釋は、「宣」字を、宣命使に關するものとしたことに出發するのであるが、以上のやうな一連の解釋の發展に、問題が無いであらうか。

第一に、諸王諸臣以下の衆を、宣命使の申し聞かせる行爲の相手とすることが、詔勅宣布の慣例と認められるかどうかを吟味する必要がある。漢文形式の詔の場合と對比してみると、例へば、孝徳紀大化二年三月には、「詔_ニ東國國司等_ニ曰_{ハク}して、

集侍群卿大夫及臣連國造伴造并諸百姓等咸可_レ聽之。夫君_ニ於天地之間_ニ云々

となつてゐる。右の「集侍群卿大夫」以下「諸百姓等」は、前掲の宣命の諸王諸臣以下の衆に相當するものであつて、それは、「咸可_レ聽之」として、天皇の呼びかけの對象となつてゐる。また、天武紀十二年正月の詔においても、

明神御_ニ大八洲_ニ日本根子_ニ天皇勅命者、諸國司國造郡司及百姓等諸可_レ聽矣。朕初登_ニ鴻祚_ニ以來_ニ云々

とあり、右の「諸國司」以下「百姓等諸」は、同様に、天皇が大命を宣布する場合の對象となつてゐるのであるから、右の宣命においても、諸王諸臣以下の衆は、宣命使の申し聞かせる對象ではなく、天皇の呼びかけの對象とするのが至當である。もし、これを、天皇の呼びかけの對象とするならば、「宣」は、當然、天皇に關するものとして、「ノル」ではなく、「ノリタマフ」或は「ノタマフ」と訓まれなければならない。同様の理由によつて、「唯」といふ應諾の言葉も、天皇の呼びかけに對する應諾と解することが出来ることとなる。即ち、「天皇は、諸王諸臣に對して、よく勅を承れと仰せられます」といふ宣命使の説明的方法によつて、天皇の意向が傳達され、その意向に對して一同が應諾の意を表現することとなる。この解釋に従ふならば、この宣命は、前の形式の宣命と同様に、傳言者である宣命使が、ただ、傍觀的に天皇の意向を説明したものとつて、兩者相違が無いといふことになるのである。

宣長は、第一詔に用ゐられてゐる

天下公民諸聞食止詔。

の「詔」字についても、

これは宣なり。能流と訓べし。宣命使のみづからいふなり。詔とは書たれども、天皇の詔ふといふにはあらず（「詔詞解」卷一）。

としてゐるけれども、詔を宣命使に關はるものとするのは、恐らく問題であつて、こゝも、天皇に關はるものとして、「ノタマフ」或は「ノリタマフ」とすべきであらう。

四

以上のやうに、「宣」字を、「ノタマフ」或は「ノリタマフ」と訓むとすれば、宣長以後今日一般の訓法に反することとなるのであるから、その根據を十分明かにして置く必要がある。

先づ、宣長が、「宣」を「ノリタマフ」でなく、「ノル」であるとした根據は、神祇令に、

中臣宣_ニ祝詞_一

とあり、その義解に、

謂宣_ハ者布也、言以_ニ告_レ神祝詞_一、宣_ニ聞百官_一、故曰宣_ニ祝詞_一。

とあるによつてゐるのである。右の説明においては、「宣」は中臣氏に關するものとされてゐるところから、宣命中の「宣」も同様に、宣命使に關はるものとしたのであるが、「宣」は、祝詞宣命の宣讀者についていふことが出来ると同時に、天皇の「ミコトノル」ことについていふことが出来ることは、宣命中に多くの例がある（今は省略する）。宣長が、特に「衆聞食宣」の「宣」字を「ノル」と訓むべしとしたのは、恐らく、前後の文脈から、そのやうに理解するやうになつたものと推測されるのである。第五詔の冒頭は、

倭根子天皇詔旨_止勅_{大命乎}……………衆聞食宣。

となつて居り、これを、前半の「勅大命」までが天皇の大命宣布に關係し、後半の「衆聞食宣」を、その大命を承けた宣命使に關するものとし、かつ、「大命」を、「宣」の客語として解釋するところに、右の「ノル」説が成立するのである。しかしながら、上に擧げた漢文形式の詔と對比するならば、ここの「大命」は、「聞食」（九條家本「延喜式祝詞」に「は」キキタマヘヨ」と訓む）の客語とみなければならない。従つて、「勅大命_乎衆聞食」が「宣」の内容となり、「宣」を「ノタマフ」と訓むことに合理性が出て來るのである。

なほ、この訓法の妥當であることをいふには、右の宣命の表現を、直接的方法に改めてみるによつて、一層よく理解

される。それは、即ち天武紀十二年正月の詔のやうな形式のものとなるであらう。

明神御^三大八洲^二日本根子天皇勅命者、諸國司國造郡司及百姓等諸可^レ聽矣

これを、大綱をとつて、今日の言葉に翻譯すると、

私がいふ言葉を、皆さんお聞きなさい。

となるのである。この直接的方法を、傳言者の立場からする説明的方法に改め、更に、素材的事實を最上級の敬語的表現に改めたものが、ここの宣命である。

「宣」「詔」を、「ノタマフ」「ノリタマフ」と訓むべきことの傍證としては、宣長も指摘してゐるやうに、續日本後紀、三代實錄、高橋氏文等に、「詔布」「宣布」「宣布^大麻^小」とあり、また、九條家本延喜式祝詞に「宣」の訓が附けられ、祝詞宣命の傳來においては、「詔」「宣」は、天皇に關するものと信じられて來たものやうであるが、宣長は、これを、「そのかみはやく心得誤れるか」(「詔詞解」卷二)と疑ひ、また、「但しみづからの事にも、給ふといふ古言の例あれば、これものりたまふともいへるか」(同上)と特殊の敬語例と見ようとしてゐる。有坂秀世博士は、宣長の、この特殊敬語とする説を援けるために、「たまふ」に、敬意の消滅した例があることを擧げて、事實と學理の調和を計らうとしたが、(「祝詞宣命の訓義に關する考證」)、「宣」の主格についての宣長の説は疑はれなかつた。

このやうにして、宣長以來、「宣」は、宣命使或は祝詞の宣讀者である中臣氏、齋部氏に關するものであるといふ説が、一般に行はれて今日に至つてゐるのであるが、祝詞宣命の傳來繼承の中には、既に述べたやうに、傳統的な考へ方が、そのまま持ち越されて來たのではないかと想像される。その一つの例は、慶應四年八月二十七日に宣布された「明治天皇御即位宣命」(「有朋堂文庫」)である。この宣命の冒頭と末尾は、次の通りである。

現神止大八洲國所知^須天皇^皇詔^旨止^良萬^萬宣^布勅^命乎^親王^諸臣^萬官^人等^{天下}公^民衆^聞食^止宣^布(以上冒頭)。
是以^彌抱^正直^乃心^天皇^我朝^廷乎^衆助^仕奉^止宣^布(以上末尾)。

右においては、「宣」は全部「ノタマフ」或は「ノリタマフ」と訓むべきことが、送假名によつて示されて、これが、天皇の意向を説明したものであることは明かである。ところが、この宣命の最末には、次の一文が附け加へられてゐる。

天皇我勅命乎衆聞食止宣

この「宣」は、「宣布」とあるのと明かに區別されて、宣讀者に關するものであることが明かである。この宣命は、第一項に述べた、第二と第三の方法とを結合させたもので、宣命の形式としては、稀なものではないかと思ふ。思ふに、これは宣命の傳統的な形式に、宣長以後の學説を加味して、新しい形式を創造したもので、このやうなところからも、宣命本來の形式は、「ノタマフ」或は「ノリタマフ」で終るところの、説明的方法による大命の傳達形式であつたと考へられるのである。